

【育児支援の内容】

利用者の産前・産後の心身の不調や育児に関する悩みについて、不安感・負担感の緩和となるよう、必要な育児の支援をします。

※一部の支援を除き、原則として居宅内で行う支援が対象です。

| 内 容 | ○ できること | × できないこと | 備 考 |
|--------------|---|--|--|
| ① 授乳 | <ul style="list-style-type: none"> ・湯沸かし、ポット等への移し替え ・粉ミルク調合 ・哺乳瓶の洗浄、煮沸、煮沸後の片付け | <ul style="list-style-type: none"> ・支援者が、ひとりで子どものお世話をすることはできません。 ・兄弟児の保育園への送迎、病院の付き添い、預かり ・支援者と子どもだけの外出(※) ・利用者の医療機関受診、冠婚葬祭等の付き添い ・支援者の自家用車への同乗 ・ベビーベッド、乳児用玩具の組立て、取付け ・利用者の仕事上の支援 | 利用者の在宅時に限る。 ※利用者同伴ならば可 支援者の公共交通機関の利用に要した費用は利用者負担 |
| ② おむつ交換 | <ul style="list-style-type: none"> ・おむつ交換 ・ベビー布団の用意、片付け | | |
| ③ 沐浴介助 | <ul style="list-style-type: none"> ・ベビーバスの用意・片付け ・沐浴・洗浄 ・乳児のふき取り | | |
| ④ 適切な育児環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・エアコンの温度調節、窓開け、カーテンによる室温調節 ・ベビー布団を干す ・乳児の着替え、食事介助 ・兄弟の遊び相手(居宅内に限る) | | |

◆その他、サービス対象外となる活動

- ・利用者が感染症に罹患するなど、事業者健康被害を与える危険が大きい場合は、サービス提供不可
- ・留守宅あるいは子どものみの家庭への訪問、託児
- ・宗教などの勧誘
- ・政治活動
- ・収益を生み出す活動
- ・マッサージ等の施術的な行為
- ・趣味的な活動の手伝い等

